

所得税の確定申告は 正しくお早めに

平成22年分の所得税の確定申告は、2月16日(水)から3月15日(火)までとなっています。申告期限間近になりますと申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなりますので、できるだけ早くお済ませください(次頁日程参照)。

《正しい申告を!》

所得税は、自分の所得の状況を最もよく知っている皆さん自身が、税法に従って自分の所得と税額を正しく計算し、期限内に申告、納税するという「申告納税制度」を採用しています。

確定申告をしなければならぬ方が申告しなかったり、誤った申告をしたりすると、後で不足の税金を納めるだけでなく、加算税が課される場合があります。さらに延滞税も納めなければならないこととなります。

《確定申告をしなければならぬ理由》

- 一 事業をしている場合、不動産収入のある場合および土地や建物を買った場合などで、平成22年中の所得金額の合計額から所得控除などの合計額を差し引き、その金額を基に算出した税額が配当控除額と住宅借入金等特別控除との合計額を超えるとき。
- 二 給与所得者で、給与収入が

2千万円を超えるときや、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超えるときなど。

《白色申告の方は

収支内訳書の添付を》

事業所得や不動産所得、山林所得のある方で、確定申告書を提出する方は、その年の総収入金額や必要経費の内容を記載した収支内訳書を添付しなければなりません。

《申告書の

記入にあたって》

申告書を自分で記入するときには、「所得税の確定申告書の手引き」などを参考にしてください。「所得税の確定申告書の手引き」に示されている記載例に基づいて記入していくと、所得や税額の計算が簡単にできるようになっていますので、自分で記入して郵送などにより早めに提出してください。

《所得税の

還付申告はお早めに》

- 確定申告をしなくてもよい場合でも次のような方は、還付を受けるための確定申告書を提出することができます。
- 一 給与所得や退職所得のある方で、雑損控除、医療費控除、寄

付金控除、住宅借入金等特別控除などを受けることができます。

二 給与所得者で年の途中で退職し、その後就職しなかった方

三 予定納税をしたが、確定申告の必要がなくなった方

確定申告書は、確定申告の期間(平成23年2月16日(水)～3月15日(火))中に提出することになります。還付申告ができる方は、この期間にかかわらず、源泉徴収された年または予定納税額を納付し

た翌年の1月以降ならいつでも提出することができます。

確定申告の期間は申告会場が大変混雑しますので、還付を受けるための確定申告書を提出する方は、自分で記入し、早めに郵送などにより提出してください。

なお、還付金の支払いまでには、ある程度の期間(1～2カ月程度)がかかります。また、還付金の受け取りには預貯金口座への振り込みをご利用いただくと便利です。

ご自宅で申告書が作成できる

「確定申告書作成コーナー」をご利用ください

ご自宅からインターネットを利用して申告書などを作成することができます。

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書作成コーナー」から、画面のガイダンスに従って収入金額などを入力すると、確定申告書などの作成ができます。

普通紙などに印刷を行い、申告書などはそのまま税務署へ郵送などで提出することができます。ぜひご利用ください。

- 所得税や消費税(個人)の確定申告書や青色申告決算書などが作成できます
- 医療費控除や住宅ローン控除の申告など、いろいろなケースに対応しています



国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

所得税の確定申告・村県民税の申告

申告は正しく期限内に 2月16日(水)～3月15日(火)まで

所得の申告は自主申告（自書申告）となっています。この期間に申告ができるよう今から収入や支出の状況を正しく計算しておくとともに、源泉徴収票や社会保険料、生命保険料などの支払証明書など必要な書類をそろえておきましょう。

申告受付予定表

相談会場	申告相談日	午前	午後
榛東村役場 1階 村民ホール	2月16日(水)	1区	1区
	17日(木)	3区	3区
	18日(金)	2区	2,4区
	19日(土)		
	20日(日)	ビエント高崎で所得税の確定申告受付	
	21日(月)	4区	5区
	22日(火)	5,6区	6区
	23日(水)	7区	7区
	24日(木)	7区	8区
	25日(金)	9区	8区
	26日(土)		
	27日(日)	ビエント高崎で所得税の確定申告受付	
	28日(月)	9区	9区
	3月1日(火)	10区	9区
	2日(水)	10区	11区
3日(木)	11,12区	12,13区	
4日(金)	13区	14区	
5日(土)			
6日(日)			
7日(月)	14区	15区	
8日(火)	15区	16区	
9日(水)	17区	16区	
10日(木)	17,18区	18区	
11日(金)	19区	19,20区	
12日(土)			
13日(日)			
14日(月)	20区	21区	
15日(火)	21区		

榛東村役場
1階 村民ホール

受付時間
午前8時45分～11時30分
午後1時00分～4時00分
(最終日は午後3時まで)

対象者
平成23年1月1日現在で、榛東村
在住で村県民税申告または簡易な所得
税申告を行う方

※今年は榛東村での税理士による無料税務相談はありません。小規模事業者の所得税・消費税、給与・年金所得者で相談を希望される方は、高崎税務署(☎027-322-4711)にご確認ください。

※申告期間中は大変混み合います。待ち時間短縮のため次のことにご協力ください。

- ・営業、農業、不動産所得などの収支内訳書は事前の記入をお願いします。
- ・医療費控除を申告する場合は、平成22年中に支払った医療費の額と高額医療費や保険金などで補てんされた額を集計してきてください。
- ・収支内訳書・医療費の明細書などは、税務課窓口にありますのでご利用ください。

【村県民税の申告】

平成22年中に所得があり、平成23年1月1日現在で榛東村に住所がある方は申告をしなければなりません。

○申告が不要な方

- ・収入が給与収入のみで勤務先から村へ給与支払報告書が提出されている方で、年末調整が済んでいる方
 - ・昭和21年1月1日以前に生まれ、年金収入のみの方で年金額が148万円以下の方
 - ・税務署へ確定申告書を提出する方
- ▶お問い合わせは、税務課(☎54-2211内線161、163)へ

【所得税の申告】

所得税の還付、納付は確定申告が必要となります。村でも受け付けていますが、次の申告については税務署での申告となります。

- ・山林所得や譲渡所得（土地建物、株式などのある方）
- ・給与の年収が2千万円を超える方
- ・給与所得や退職所得以外の年間所得が20万円を超える方
- ・初めて住宅借入金等特別控除を受ける方
- ・青色申告の方 など

○開設期間

2月16日(水)～3月15日(火)

午前9時～午後4時

土・日・祝日は除く（ただし、2月20日と2月27日の日曜日は開設しています。所得税還付申告2月9日から受け付けています）

○会場

ビエント高崎（高崎市問屋町2-7）

▶お問い合わせは高崎税務署（☎027-322-4711）へ

【消費税の申告】

○相談会場と申告期間

ビエント高崎 2月16日～3月15日
高崎税務署 3月16日～3月31日

青色申告について

本村は「青色申告宣言の村」として、税金の節約、経営の合理化に活用できる青色申告を積極的に推進しています。

個人で営業、農業、林業、その他事業を経営されている方は、青色申告をすることが出来ます。

この制度は、自己の毎日の事業取り引きを一定の帳簿に記帳し、その帳簿に基づいて正確な所得や税金計算をして、申告を行うことを基本とし、青色申告には税法上の特典や、白色申告ではできない所得の計算上いろいろな有利な取り扱いが受けられ、税金面で節約が図れます。

毎日の正確な記帳を通じて、経営内容も正しく知ることができ、経営方針の決定にも大変役立ちますので、ぜひ青色申告をされるようお勧めします。

◆青色申告についての相談は：平成23年分からは3月15日(火)までに申請手続きが必要で、申請、記帳などのご相談は、村商工会の青色申告会、JA(農協)青色申告会、税務署などへお気軽にお尋ねください。

▼商工会(☎54-23318)

▼JA北群渋川榛東支所

(☎54-2201)

▼高崎税務署

(☎027-322-4711)